

事務連絡

平成28年11月22日

介護予防訪問介護事業者
介護予防通所介護事業者 御中

徳島市介護・ながいき課

介護予防・日常生活支援総合事業にかかる変更契約等の締結について（通知）

日頃は、本市の介護保険事業の運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、御承知のとおり、徳島市においては平成29年4月から総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を実施します。

本市では、平成29年4月1日付けで総合事業への一斉移行を予定しているため、4月1日以降は、現要支援認定者にかかる介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、介護保険法第115条の45第1項第1号に規定された第一号事業として取り扱うこととなります。

そのため、各事業者におかれましては、介護保険関係法令及びガイドライン等を御参照の上、総合事業が開始される平成29年4月1日までに、現在要支援者との間で締結されている契約書及び重要事項説明書等について、総合事業に対応した内容へ変更していただく必要があります。変更後は改めて契約を締結することが適当ですが、変更内容を記載した変更契約書及び重要事項変更説明書に「事業者」「利用者」共に署名（記名）押印をしていただき、説明を行った日時、方法、対象者を明確に記した記録を残しておくという方法（変更契約）でも差し支えありません。

なお、契約書及び重要事項説明書については、別紙のとおり変更内容を例示しますので、参考にしてください。その他、運営規程、サービス計画書等についても、併せて変更をお願いします。

また、今後、新たに要支援認定を受けた方と契約を締結する場合は、総合事業に対応した契約内容とするよう御留意ください。

以上

徳島市介護・ながいき課

管理係

Tel:621-5587